

春の交通安全県民運動実施要綱

運動期間：平成28年4月6日(水)～4月15日(金)

交通事故死ゼロを目指す日：平成28年4月10日(日)

運動の目的	この運動は、県民一人ひとりに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。
運動の進め方	実施機関・団体は、相互の連携を密にして、地域や組織の実情に即した実効性のある運動を展開するものとする。

運動の基本及び実施事項

子供と高齢者の交通事故防止

運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車運転中は「よく見る、早く見つける、素早い反応」の安全運転を実践し、子供や高齢者、障害者等の交通弱者に対する思いやりのある運転を行いましょう。特に、高齢運転者の方は、運転能力に応じた安全運転を心掛けましょう。 ○ 夕暮れ時は早めにライトを点灯し周囲に配慮したハイビーム走行に努めましょう。
歩行者等は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路を横断する際は、必ず止まって、左右をよく見て、車の通過や停止を待って渡ることを実践しましょう。 ○ 暗い時間帯に外出するときや自転車に乗るときは、反射材用品や明るい服装を着用しましょう。
家庭・地域 ・職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通園・通学時間帯等を中心に、街頭での交通安全指導、保護・誘導活動を推進しましょう。 ○ 道路への飛び出しや斜め横断の危険性、身近に起きた交通事故等について話し合い、交通ルールの遵守に努めましょう。
実施機関・団体は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常的に明るい服装で外出することや夜間に反射材用品を着用することの定着化を図りましょう。 ○ 参加・体験型の交通安全講習会等を積極的に開催し、交通安全意識を高めましょう。

運動の重点及び実施事項

重点	運動の重点及び実施事項	自転車の安全利用の推進 (特に、自転車安全利用五則の周知徹底)	後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
運転者・歩行者等は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転は「絶対しない、させない、許さない」そして「見逃さない」ことを徹底しましょう。 ○ お酒を飲んだ翌日に運転する予定があるときは、飲酒量、飲酒時間に十分注意しましょう。 ○ 飲酒を伴う会合等には、車、自転車を使用せず、公共交通機関を利用しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車は「車両」であることを認識し、「自転車安全利用五則」を守りましょう。 ○ 夕暮れ時は早めにライトを点灯するとともに、反射材用品を活用しましょう。 ○ 歩道を通行する際は、歩行者優先で周囲の状況を確認し、安全な通行を心がけましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両に乗る全ての人がシートベルトを正しく着用しましょう。 ○ 6歳未満の子供を乗車させる場合は、体格に合ったチャイルドシートを使用し、座席に正しく取り付けましょう。
家庭・地域・職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 問題飲酒が運転や健康に及ぼす悪影響について話し合い、適正飲酒を身につけましょう。 ○ 車を運転することを知りながらお酒を勧めること、お酒を飲んでいる人に車を貸すこと、飲酒運転の車に同乗することは犯罪です。お互いに注意し合いましょう。 ○ 「ハンドルキーパー運動」を積極的に推進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車運転の危険性や事故を起こしたときの重大性について話し合いましょう。 ○ 高齢者や中学・高校生等は乗車用ヘルメットを着用するよう努めましょう。また、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは乗車用ヘルメットを着用させましょう。 ○ 万が一の事故に備えて、自転車の保険加入に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ シートベルトとチャイルドシートの着用効果について話し合い、正しい着用の習慣化を図りましょう。 ○ 各種会合で、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用を呼び掛けましょう。 ○ 後部座席のシートベルト着用の重要性を認識し、習慣化を図りましょう。
実施機関・団体は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種広報媒体を活用し、福岡県飲酒運転撲滅条例の更なる周知に努めましょう。 ○ 飲酒運転撲滅宣言の取組を推進し、県への登録に努めましょう。 ○ 「飲酒運転は、絶対しない、させない、許さない」そして「見逃さない」という意識を定着させる広報啓発活動を推進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらゆる広報媒体等を利用して、交通ルールの遵守と交通モラル・マナーの向上について呼びかけましょう。 ○ 自転車に関する道路交通法の改正内容（危険なルール違反を繰り返し行った場合の、自転車運転者講習の受講）の周知に努めましょう。 ○ 交差点及びその付近での保護誘導活動を推進し、確実な安全確認等を指導しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ シートベルトとチャイルドシートの着用効果に関する広報啓発活動を推進しましょう。 ○ シートベルトコンビンサーやDVD等の視聴覚教材を活用した交通安全教育を推進しましょう。 ○ 全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を強化しましょう。